

認知症対応型共同生活介護事業者の令和8年度内定申請受付に係る質問内容と本市回答

※各用語の定義は次のとおりです。

- ・「要綱」とは、「川崎市認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護の運営法人の内定に関する要綱」を意味します。
- ・「内定要項」とは、「認知症対応型共同生活介護事業者の令和8年度内定申請受付要項（令和9年度開設分）」を意味します。

No	質問	回答
1	「認知症対応型共同生活介護の未整備地域等について」の書面上、多摩区は中野島、布田と記されていますが、多摩区生田は該当しませんか？	要綱に規定する得点表のうち「3 地域バランス」で得点するには、「【参考】地域ケア圏域(日常生活圏域)における認知症対応型共同生活介護の未整備地域等」に掲載する地域で開設する必要があります。多摩区生田は当該地域に含まれないため、本項目で得点することはできません。（地域ケア圏域「生田地区」には既に2か所以上の認知症対応型共同生活介護が整備されています。）
2	募集圏域は市内全域なのでしょうか？市内全域の場合「川崎市川崎区中瀬」は公募選定時に加算されるエリアなのでしょうか？	本公募は特定地域に限定するものではないため、川崎市内の開設であれば応募可能です。 また、要綱に規定する得点表のうち「3 地域バランス」で得点するには、「【参考】地域ケア圏域(日常生活圏域)における認知症対応型共同生活介護の未整備地域等」に掲載する地域で開設する必要がありますが、川崎区中瀬は「大師第四地区」に含まれ「未整備の地域」であるため、同地域で開設する場合には25点の加点が認められます。
3	公募スケジュールについて、内定結果通知が「9月上旬頃予定」で開設期限が「令和10年3月1日（厳守）」とあり、内定結果から開設まで1年半未満なのですが、昨今の工事監督の不足等により工事スケジュールが間に合わない可能性があるのですが、その場合開設時期を「令和10年3月以降」に遅らせることは可能なのでしょうか？	本公募は行政計画である「川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく介護サービス基盤整備の一環として行うものであり、今後の高齢化等を踏まえて算定した計画値に基づき計画的に施設整備を行うものであるため、現段階における社会情勢等を踏まえて工事スケジュールを検討した結果、開設期限である令和10年3月1日を超える開設予定日として申し込む場合、本公募の条件に合致しないため参加できません。 また、内定要項の13（4）に記載のとおり、「正当な理由なく、申請書類の内容（申請時の提案内容）が実施されない場合又は当該内容から大幅な変更を生じる場合」には内定取消となるため、正当な理由なく内定申請時に記載した事業開始予定日を超過する場合には、内定取消となります。 ただし、内定後、建築資材の影響など事業者の責任で回避できない不可抗力による開設遅延が見込まれる場合には、その理由等を記載した書面を本市に提出いただくことで、当該遅延を了承するかどうか、改めて本市が審査することとなります。

4	特養と併設する形で認知症対応型共同生活介護の整備を行った場合、特養の地域交流生活スペースを代用することは可能でしょうか。また特養で調理した食事を提供することや更衣室を特養と一緒にすることは可能でしょうか。	既存施設に設置する地域交流スペースを本公募に基づく認知症対応型共同生活介護の地域交流スペースとして位置付ける場合において、要綱に規定する得点表「1-4 地域交流スペースの設置」で得点し、また、内定要項の「5(4)地域交流スペースの設置」に該当するものとして差し支えありませんが、地域交流スペースは地域住民による活動や交流等を目的としているため、地域交流スペースを利用する住民が直接使用することが見込まれるトイレ・手洗い・更衣室などの設備について介護施設の利用者・入居者が使用する設備との兼用は認められません。ただし、食事提供については、介護施設の利用者・入居者の処遇に支障がない場合には、当該施設の設備を使用して提供することについて差し支えありません。 なお、職員が利用する更衣室については、異なるサービス種類の職員が同じ更衣室を共用することは特に問題ありません。
5	地域交流スペースについて地域住民を対象とした認知症予防・介護予防・健康づくりを目的とした地域活動の拠点として活用したいと考えています。具体的には、「介護予防運動教室」「認知症予防プログラム」「地域交流イベント」「健康相談」などの公益的事業を継続的に実施する予定です。 その一方で、地域交流スペース以外の一部スペースを活用し、これら公益事業の継続性を確保するため、高齢者向け健康増進プログラム等の自主事業（有料）を実施することを検討したいと考えております。 このような運営形態は、本公募要件や補助制度の趣旨に照らして差し支えないでしょうか。	地域交流スペースの設置については、内定要項のうち「5内定申請条件」の一部である他、要綱に規定する得点表のうち「1-4地域交流スペースの設置」で得点するための条件となります。一方で、地域交流スペース以外のスペースを活用し、利用者への介護サービス等の提供と並行して地域福祉の向上等に寄与する自主的な公益性の高い事業を実施することについては内定要項や得点表において特段の定めがないため、本公募要件の判断等にあたっては特に影響はありませんが、仮に内定となり介護保険法上の指定を受けて事業を行うにあたっては、法令等で定める人員・設備・運営等の基準に抵触することがないよう御留意ください。なお、国通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」においては、「居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければならない。また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可」とされておりますので、利用者の生活に支障が生じないよう御留意ください。 また、補助金の取り扱いについては、公益的事業の実施自体は問題ありませんが、補助対象が「認知症対応型共同生活介護」であるため、地域交流スペースや自主事業におけるスペースについては、原則補助対象外となります。